監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県監査委員 小 野 共 岩手県監査委員 千 葉 伝 岩手県監査委員 寺 沢 剛 岩手県監査委員 沼 田 由 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程(平成7年岩手県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職及び職務)	(職及び職務)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項に規定する職のほか、 <u>必要</u> に応じ、 <u>課に次表左欄</u> に	3 前2項に規定する職のほか、次表左欄の区分に応じ、同表
掲げる職を置くものとし、書記をもって充て、その職務は同	<u>中欄</u> に掲げる職を <u>必要に応じ</u> 置くものとし、書記をもって充
表右欄に掲げるとおりとする。	て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。
職務	区分 職 職務
	事務局 参事 上司の命を受け、事務局の特定事項につ
	いての企画及び立案に参画する。
主幹 [略]	<u>課</u> 主幹 [略]
副主幹 [略]	副主幹 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	1

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。